

令和5年度緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費 補助金概要説明（簡易版）

【令和5年4月1日から令和5年5月7日までに生じた費用分】

【注意事項】

この資料では補助金の全体像をイメージしやすくするため、簡略化した説明をしています。
対象事業所や経費等の詳細については、ホームページや交付要綱を参照してください。

1 当補助金の概要

■ 趣旨

介護サービス事業所、施設等(以下「事業所等」という。)に対し、新型コロナウイルス感染症の流行下でサービスを継続するためのかかり増し経費を補助します。

■ 補助対象

- (ア) 感染者が発生したり、濃厚接触者に対応した事業所等
- (イ) 感染流行に伴い、利用者の居宅でサービスを提供した通所系サービス事業所
- (ウ) 感染者が発生した事業所等の利用者の受け入れや、当該事業所等に応援職員の派遣を行った事業所等

■ 令和5年度の申請期限

令和5年12月28日(木)

2 主な対象経費

感染症対応のために発生した、通常のサービス提供では想定されないかかり増し経費が補助対象となります。

衛生用品購入費

感染症の発生等により在庫の不足が見込まれる

感染防止、消毒のための消耗品の購入費

例 | 使い捨てグローブ、マスク、消毒液 等

消毒・清掃費

施設内を消毒・清掃するための費用

例 | 清掃業務の委託、清掃用品の購入 等

自費検査費用(スライドNo.4参照)

行政検査の対象とならなかった検査の費用

※ 一定の要件を満たした場合のみ

人件費

感染症対応のために生じた、割増賃金・手当等

例 | 時間外労働、危険手当 等

感染性廃棄物処理費

感染リスクのある廃棄物を処理するための費用

例 | 処理業務の委託、ゴミ袋の購入 等

施設内療養費(スライドNo.5参照)※入所系のみ

感染者が入院できず施設内で療養した際に適用される補助

その他※通所系のみ

通所系サービスの代替サービス提供に係る費用

例 | 代替場所の使用料、旅費 等

3 自費検査費用について

入所系施設で以下の要件をすべて満たす場合のみ、自費で行った検査費用が補助対象となります。

■ 施設の利用者や職員に感染が発生する前の検査である。

■ 以下のいずれかの者に行った検査である。

- ・ 濃厚接触者と同居する職員
- ・ 発熱等の症状（※）があるが、保健所等により経過観察を指示された職員
(※) 新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感など
- ・ 面会後に、面会に来た家族が感染者または濃厚接触者であることが判明した入所者

■ 上記の者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター
または地域の医療機関の判断では行政検査の対象とされず、個別に検査を実施した。

■ 以下の①及び②のいずれの要件にも該当する

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、または感染拡大地域における施設等
- ② 保健所、受診・相談センターまたは地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象とな
らないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査

4 施設内療養費について

入所系施設で感染者が入院できず施設内で療養した際に補助されます。療養人数や期間に関わらず補助される「基本補助」と、一定の要件を満たした場合に補助される「追加補助」があります。
(詳細は国実施要綱別添2-1参照)

基本補助

■ 要件

- ・療養人数や期間に関わらず、施設内療養を行った場合に補助

■ 補助額

- ・施設内療養者一人あたり一日 1万円
(一人あたり最大 15 万円)



追加補助

■ 要件

- ・療養日が特定の期間内であること
※令和5年4月1日～
- ・同一日に一定以上の人数が療養していること
※小規模施設(定員29人以下)の場合2名以上
大規模施設(定員30人以上)の場合5名以上

■ 補助額

- ・要件を満たす日に限り、一人あたり一日 1万円
(一人あたり最大 15 万円)を追加
- ・1施設あたりの追加補助の上限額は小規模施設で200万円、大規模施設で500万円

5 個別協議とは？

当補助金は事業所のサービス種別や定員ごとに「基準単価」が定められており、通常は基準単価が補助上限額となります。ただし、厚生労働省と個別協議を行い、特に必要と認められた場合には、基準単価を超えて補助を受けることができます。

令和5年4月1日以降の施設内療養費は基準単価とは別に給付されます。

例 | 基準単価：380万円 所要額：450万円 の場合

基準単価 (a) : 380万円

事業所のサービス種別・
定員ごとの補助上限額

施設内療養費以外の
所要額 (b) : 400万円

事業所のサービス種別・
定員ごとの**補助対象経費**
・衛生用品購入費
・人件費

施設内療養費の所要額
(c) : 50万円

注)個別協議には数ヶ月かかる場合があります。

■ 個別協議を行わない場合

申請額 は

基準単価と所要額を比較して少ない金額
基準単価 (a) 380万円と

施設内療養費の所要額 (c) : 50万円
を足した430万円での申請

■ 個別協議を行った場合

申請額 は

基準単価を超えた所要額
所要額 (b) 400万円と

施設内療養費の所要額 (c) : 50万円
を足した450万円での申請

6 「基準単価」と「所要額」

提出書類のうち、個票（様式第1号別紙12）を作成すると、「基準単価」と「所要額」を確認できます。

（様式第1号別紙12）令和5年度緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金事業所・施設別個表
【令和5年度（令和5年4月1日～令和5年5月7日）に生じた費用分】

事業所・施設の名称				介護保険事業所番号		
サービス種別			定員	人		
事業所・施設の所在地	(郵便番号 -)			※定員は短期入所系、入所施設・居住系のみ記入		
連絡先	電話番号		E-mail			
管理者の氏名						
区分	<input type="checkbox"/> (ア)					
	<input type="checkbox"/> (イ)					
	<input type="checkbox"/> (ウ)					
(ア)	基準単価	千円	所要額① <small>(施設内療養費を除く)</small>	千円	所要額② <small>(施設内療養費分)</small>	千円
助成対象の区分	<small>*下から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)</small>					

7 提出書類

必ず提出する書類

- 交付申請書（様式第1号）
- 補助金所要額調書（様式第1号別紙9）
- 様式第1号添付書類（様式第1号別紙10～12）
 - ・総括表
 - ・申請額一覧
 - ・個表
- 支出の根拠書類（※）
 - ・衛生用品購入などの領収書
 - ・人件費の積算表 等



必要に応じて提出する書類

- 自費検査を実施した場合
 - 自費検査チェックリスト（参考様式1-2）

施設内療養を実施した場合

- 施設内療養チェックリスト（参考様式2-2）

個別協議を希望する場合

- 個別協議様式（別添1、2）

（注意事項）

申請額の支出根拠資料については、対象経費が一目でわかるようにすること。（ライン付け等）

※こちらで確認し対象経費が分からぬ場合は、申請書の不備として返還し修正を依頼することがあります。

8 令和5年度補助金申請の流れ



■ 個別協議を希望する場合

県での審査が完了してから、県を通して厚生労働省との個別協議を行います。

※ 個別協議を行った場合、通常より交付決定が遅くなりますので、予めご承知の上で申請してください。

■ 注意事項

※申請書類に不備があったり、対象外経費が含まれている場合は、申請書類をお返ししますので、修正の上、申請をお願いします。

※申請期限までに書類が整わない場合は、年度内の交付決定ができない可能性がありますので、期限に余裕をもって申請されるよう、お願いします。

9 申請方法

■ 提出方法

【郵送及びメールの両方で提出をお願いします。】

- ・交付申請書一式
- ・個別協議様式（別添1、2）
- ・その他書類

■ 提出先

岩手県保健福祉部長寿社会課 介護福祉担当

郵送先 | 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

メール先アドレス | kaigo-jinzai@pref.iwate.jp

■ 注意事項

※ メールの件名は「(法人名等)令和5年度緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金交付申請」にしてください。

※ 県のメールサーバの都合により、容量の大きいメールは受信できない場合があります。

添付ファイルの容量が5MBを超える場合はメールを2通以上に分けてください。